

作成年月日	平成28年 6月 8日
変更年月日	平成29年12月12日

# 岩美町農山漁村再生可能エネルギー促進基本計画

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、水田農業を中心に成り立っているが、近年は少子高齢化や転出などにより農村の人口は急速に減少しており、集落の形成が困難になりつつある。また、産業構造の変革に伴う農業従事者・労働力の不足により農地の荒廃が進んでおり、遊休農地や耕作放棄地が拡大している。

このような中で、地域の農業者が主体的な役割を果たしながら、農業上の再生利用が困難な荒廃農地を活用した太陽光等自然エネルギーを活用し、再生可能エネルギー電気の発電事業に取り組むこと等により、発電事業により得た収入が地域に還元され、農業の健全な発展に努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積 (㎡)	備考
大谷	岩美郡岩美町大字大谷字中町田 1494-7、1495-2、1496-2、1497-2、1498-2、1499 " 字東町田 1554-1、1554、1553-1、1553 " 字西袴田 1505-1、1504、1503、1502、1501、1500 " 字東袴田 1545、1545-1、1546、1547、1548、1549-2、1549-1、 " " 1550-1、1550-2、1551-1	21,608	太陽光発電設備の整備
岩本	岩美郡岩美町大字岩本字丸山 775-1、775-2、784、785、782、786-1、770-1、783、 " " 788-3、787-1 " 字日ヶ崎 801、805、795、798、799、791、792、793、794、 " " 790-1、789-1、804、800 " 字五輪鼻 818、819、808、820、821-1、806、821-2、817、 " " 816-1、807 " 字中縄手 586、587	23,246	太陽光発電設備の整備
	計	44,854	

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
大谷	太陽光発電	最大発電量 1497.60kw	500kWPCS を 3 台設置
岩本	太陽光発電	最大発電量 1435.20kw	500kWPCS を 3 台設置
	計	最大発電量 2932.8kw	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
発電事業者が売電収入の一部（3～5％程度を目安として発電事業者の収益性を考慮して決定する）を地域に還元して、太陽光発電設備の周辺及び地域内の農道、農業用水・排水施設等の整備や地域の農業発展につながるような取り組みに支出する。	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。
---

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農業を営む中で、地域内には山陰海岸ジオパークに指定されている海岸もあることから、特に景観等が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。
---

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後 10 年間で地域の農業の健全な発展に資する取り組みを行う太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備（500kWPCS 6 台）を導入し（設備整備計画の認定数 2）、それにより総発電量 3.0MWh を目指すこととする。また、売電収入の地域への還元により、農道、農業用水・排水施設の維持管理費の軽減が見込まれる。
---

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標年度までに目標が達成されない場合、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は設備整備事業者が直ちに土地の原状回復する義務を負い、現状回復に係る費用を全額負担することとする。設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、現状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間に契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(1) 農林所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

該当なし

(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

該当なし

(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等

①設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準

該当なし

②設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準

該当なし

③設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

該当なし

(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項

①農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件

該当なし

②その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項

該当なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、町ホームページや広報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本町、再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。